



## 平成30年分確定申告 申告相談は班会・相談会場で

18日より確定申告がスタートしました。申告の準備は進んでいますでしょうか？北名古屋民商では、今年も各支部で申告相談会を行います。

相談会場では、所得の計算や申告書の作成など各種相談をうけますので、日程をご確認の上、お越しくください。なお、公共施設を利用しますので時間の延長をすることができません。あらかじめご了承ください。また、年金・国保の支払証明書や生命保険の控除証明書など忘れ物のないように注意しましょう。



### 【日程一覧】

2月26日(火)	13:30~15:00	清須市市民センター305研修室
28日(木)	13:30~15:00	豊山班一カフェドマキ
28日(木)	19:00~20:30	北名古屋健康ドームキッチン
3月1日(金)	19:00~20:30	清須市市民センター305研修室
4日(月)	19:00~20:30	北名古屋健康ドームキッチン
5日(火)	13:30~15:00	北名古屋総合体育館小会議室
6日(水)	19:00~20:30	清須市市民センター305研修室
9日(土)	15:00~16:30	みろくじ班一キッチンなかむら



\*持参するもの・・・申告書、収支計算書、印鑑、前年の申告書控え、筆記用具、電卓

(必要に応じて) 国民健康保険税の支払った額を証明できるもの、生命保険の控除証明書、地震保険料控除証明書など

年金・給与の源泉徴収票、医療費の領収証など

※消費税支払事業者の方で本則課税で納付している方は、課税仕入れの経費を分けた集計表を作成してください。

## 税金が払えない時はご相談を！！ 集団納税相談を行います。

北名古屋民商では、毎年、確定申告で発生する所得税や消費税を納付期限(所得税は3月15日、消費税は4月1日)までに納付が困難な方のために税務署に対して

集団で納付相談を行っています。

特に消費税は国税の中でも滞納額が最も多い税金で、毎年数名の会員が納税相談を利用しています。生活の状況によっては、税務署に対して「納税の猶予」や「換価の猶予」を申請して延滞税を減額させたり、差し押さえを回避することも可能です。

今年は、3月27日(水)の午前10時からをよていしています。希望される方は、事前に事務所までご相談ください。

民商のなんでも相談 税金・融資・労働保険・税金滞納など…… いますぐお電話でご予約を  
会費は15日までに事務所に届けてください 月初めの集金にご協力を ~会計 正岡修~